

議題：第24号

「甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則」の一部改正について

1 改正理由

本市においては、私立幼稚園に通園する児童の保護者の経済的負担の軽減を目的として、従来より当該保護者の所得や児童数に応じた保育料の減免を行う私立幼稚園に対し補助金を交付しているところである。

こうした中、幼児教育の重要性に鑑み、低所得世帯を含むすべての子供に質の高い幼児教育を保障し、子育てを一層支援する観点からも制度の段階的な拡充を図ることが必要となっている。

については、国における幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文科大臣裁定。平成28年7月7日一部改正）第3条第3項に定める補助限度額の改定に伴い、甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成13年6月13日教委規則第8号、以下「規則」という。）に定める限度額等を改正する。

2 改正内容

- (1) 令和元年10月からの幼児教育の無償化に伴い、補助対象期間を平成31年4月から令和元年9月まで（前期分）とする。また、補助対象期間における補助限度額は年額ベースの額であるため、次の式により算定する。

「補助限度額×1/2」

途中入退園及び休園等により保育料が登園期間に応じて支払われている場合も同様の式を適用し、入園料の有無に関わらず共通とする。

- (2) 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が、補助限度額を下回る場合は当該支払い額を限度とする。入園料及び保育料については次の式を用いて算出する。

【入園料について】

入園料×前期分の保育料の支払い月数÷年間在籍月数
（百円未満四捨五入）

【保育料について】

保育料×前期分の保育料の支払い月数

【新旧対照表】

別紙のとおり

3 提案時期

平成31年度7月臨時教育委員会

4 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

議題：第24号

補助対象範囲及び補助金額改定内容（甲府市）

幼児教育の無償化に伴い、平成31年度の幼稚園就園奨励費補助金については、平成31年4月から令和元年9月まで、(以下、「前期分」という。)が補助対象期間である。下表の国庫補助限度額は年額ベースの額であるため、前期分の国庫補助限度額の計算に当たっては、「国庫補助限度額×前期分保育料の支払い月数÷12」で算定する。

(単位：円)

区分		補助対象経費	補助限度額		
			第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合算額	308,000	308,000	308,000
第2階層	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		272,000	308,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		187,200	247,000	308,000
第4階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		62,200	185,000	308,000
上記区分以外の世帯				154,000	308,000

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得課税額を合算する。
- 2 所得割額の判定基準日は6月1日とする。ただし、転入をした園児にあっては、当該転入日とする。
- 3 前年度中に国外での収入がある世帯については、外貨での収入については円に換算し、国内外の収入額を合算したものでより算出した市町村民税所得割を補助基準に適用する。
- 4 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算式により減額して適用する。

[入園料の有無に関わらず共通]

国庫補助限度額×前期分保育料の支払い月数÷12（百円未満を四捨五入）

- 5 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

入園料と保育料については、次の計算式を参考に実額を算出して、国庫補助限度額と比較の上、補助額を決定する。

[入園料について]

入園料×前期分保育料の支払い月数÷年間在籍月数（百円未満を四捨五入）

[保育料について]

保育料×前期分の保育料の支払い月数

- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別課税額控除前の所得割課税額を用いて、世帯の区分を決定する。
- 7 補助限度額を算定するための多子計算については、第3階層以下の世帯については、生計を一にしている兄又は姉の数を算入し、第4階層以上の世帯については、小学校3年生までの兄及び姉の数を算入するものとする。
- 8 就学免除等により小学校に就学していない兄若しくは姉又は特別支援学校の小学部に在籍している兄若しくは姉で、小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢であるものは、小学校1年生から3年生までの兄又は姉とみなす。
- 9 小学校1年生、2年生又は3年生として就学している兄又は姉で、その年齢が本来の就学年齢の小学校4年生以上であるものは、小学校1年生から3年生までの兄又は姉とみなす。

別表第2（ひとり親世帯等の特例）

(単位：円)

区分		補助対象経費	補助限度額		
			第1子	第2子	第3子以降
第2階層	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	入園料、 保育料の 合算額	308,000	308,000	308,000
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		272,000	308,000	308,000

備考

- 1 この表は、ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯その他生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯（第2階層及び第3階層の区分に属する世帯に限る。）の子どもに係る補助限度額について適用する。
- 2 補助限度額を算定するための多子計算については、生計を一にしている兄又は姉の数を算入するものとする。
- 3 その他この表の適用について必要な事項は、別表第1の備考1から6までに定めるところによる。

議題：第 24 号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成 13 年教育委員会規則第 8 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>2 当分の間、本則中「教育委員会」とあるのは子ども未来部長とする。</p> <p>3 当分の間、別表中「生活保護法の規定による保護を受けている世帯」とあるのは、「平成 25 年厚生労働省告示第 174 号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）を適用した場合に、保護を受けることのできる世帯」とする。</p> <p>4 平成 30 年度の生活保護基準の見直しに伴い、従来より生活保護世帯だった者及び平成 30 年 10 月以降、家計の急変が発生し、生活保護基準見直し前の基準であれば生活保護世帯に該当する者などで、特に困窮していると市長が認めた世帯については、平成 30 年度においても生活保護世帯に該当する階層とする。</p> <p>5 <u>令和元年度の補助金の対象期間は、平成 31 年 4 月から令和元年 9 月まで（以下「前期分」という。）とする。この場合において、別表第 1 に掲げる補助限度額については、当該補助限度額の各階層に規定するそれぞれの金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>2 当分の間、本則中「教育委員会」とあるのは子ども未来部長とする。</p> <p>3 当分の間、別表中「生活保護法の規定による保護を受けている世帯」とあるのは、「平成 25 年厚生労働省告示第 174 号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）を適用した場合に、保護を受けることのできる世帯」とする。</p> <p>4 平成 30 年度の生活保護基準の見直しに伴い、従来より生活保護世帯だった者及び平成 30 年 10 月以降、家計の急変が発生し、生活保護基準見直し前の基準であれば生活保護世帯に該当する者などで、特に困窮していると市長が認めた世帯については、平成 30 年度においても生活保護世帯に該当する階層とする。</p>

議題：第24号

P54

別表第1（第2条関係）

区分		補助対象経費	補助限度額（年額）		
			第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	308,000円	308,000円	308,000円
第2階層	当年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		272,000円	308,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		187,200円	247,000円	308,000円
第4階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税		62,200円	185,000円	308,000円

別表第1（第2条関係）

区分		補助対象経費	補助限度額（年額）		
			第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	308,000円	308,000円	308,000円
第2階層	当年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		272,000円	308,000円	308,000円
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
第3階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		187,200円	247,000円	308,000円
第4階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税		62,200円	185,000円	308,000円

議題：第 24 号

層	額が 211,200 円以下の世帯			
	上記区分以外の世帯		154,000 円	308,000 円

備考

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 所得割額の判定基準日は 6 月 1 日とする。ただし、転入をした園児にあつては、当該転入日とする。
- 3 前年中に国外での収入がある世帯については、外貨での収入については円に換算し、国内外の収入額を合算したものにより算出した市町村民税所得割を補助基準に適用する。
- 4 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算式により減額して適用する。
上記の単価×前期分保育料の支払い月数÷12(百円未満を四捨五入)
- 5 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。この場合におい

層	額が 211,200 円以下の世帯			
	上記区分以外の世帯		154,000 円	308,000 円

備考

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 所得割額の判定基準日は 6 月 1 日とする。ただし、転入をした園児にあつては、当該転入日とする。
- 3 前年中に国外での収入がある世帯については、外貨での収入については円に換算し、国内外の収入額を合算したものにより算出した市町村民税所得割を補助基準に適用する。
- 4 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は次の算式により減額して適用する。
 - (1) 入園料が発生している場合
 上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)
 - (2) 入園料が発生していない場合
 上記の単価×(保育料の支払い月数)÷12(百円未満を四捨五入)
- 5 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

議題：第24号

て入園料及び保育料については、次の算式により補助限度額と比較の上、補助額を決定する。

(1) 入園料について

入園料×前期分の保育料の支払い月数÷年間在籍月数(百円未満を四捨五入)

(2) 保育料について

保育料×前期分の保育料の支払い月数

- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別課税額控除前の所得割課税額を用いて、世帯の区分を決定する。
- 7 補助限度額を算定するための多子計算については、第3階層以下の世帯については、生計を一にしている兄又は姉の数を算入し、第4階層以上の世帯については、小学校3年生までの兄及び姉の数を算入するものとする。
- 8 就学免除等により小学校に就学していない兄若しくは姉又は特別支援学校の小学部に在籍している兄若しくは姉で、小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢であるものは、小学校1年生から3年生までの兄又は姉とみなす。
- 9 小学校1年生、2年生又は3年生として就学している兄又は姉で、その年齢が本来の就学年齢の小学校4年生以上であるものは、小学校1年生から3年生までの兄又は姉とみなす。

- 6 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別課税額控除前の所得割課税額を用いて、世帯の区分を決定する。
- 7 補助限度額を算定するための多子計算については、第3階層以下の世帯については、生計を一にしている兄又は姉の数を算入し、第4階層以上の世帯については、小学校3年生までの兄及び姉の数を算入するものとする。
- 8 就学免除等により小学校に就学していない兄若しくは姉又は特別支援学校の小学部に在籍している兄若しくは姉で、小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢であるものは、小学校1年生から3年生までの兄又は姉とみなす。
- 9 小学校1年生、2年生又は3年生として就学している兄又は姉で、その年齢が本来の就学年齢の小学校4年生以上であるものは、小学校1年生から3年生までの兄又は姉とみなす。

議題：第 24 号

案文

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成 13 年 6 月教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 令和元年度の補助金の対象期間は、平成 31 年 4 月から令和元年 9 月まで（以下「前期分」という。）とする。この場合において、別表第 1 に掲げる補助限度額については、当該補助限度額の各階層にそれぞれ 2 分の 1 を乗じて得た金額とする。

別表第 1 の備考第 4 項及び第 5 項を次のように改める。

- 4 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×前期分の保育料の支払い月数÷12（百円未満を四捨五入）

- 5 保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。この場合において入園料及び保育料については、次の算式により補助限度額と比較の上、補助額を決定する。

- (1) 入園料について

入園料×前期分の保育料の支払い月数÷年間在籍月数（百円未満を四捨五入）

- (2) 保育料について

保育料×前期分の保育料の支払い月数

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。